

高機能消防指令センターシステム更新業務委託評価基準（配点表）

審 査 項 目	審 査 基 準	配 点
1 企業に関する要件		
(1) 更新業務に対する基本的な考え方について	・ 本更新業務に対する基本的な考え方、実施方法を示すこと。	5
(2) 業務における実施体制について	・ 高機能消防指令センターシステム更新業務委託（以下、「更新業務委託」という。）を実施するための責任分担、実施体制を示すこと。 ・ 各担当者が保有する実績を示すこと。	5
(3) 更新におけるスケジュールについて	・ 期限までに、無理なく確実に指令センターの運用が開始できるスケジュールを示すこと。 ・ 更新業務に伴う運用制限を軽減するための工夫を示すこと。 ・ 更新業務を行うにあたり実施する協議、打合せにおける認識の齟齬を防止するための手法を示すこと。	5
(4) 過去の実績	・ 過去 10 年間の同業務の実績を示すこと。	5
(5) IOS/IEC27001、プライバシーマーク等	・ 情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) IOS/IEC27001 又は個人情報について適切な保護措置を講ずる体制であるプライバシーマークを取得していること。	5
2 システム移行に係る要件		
(1) 現行システムからの安全な移行及び既存設備装置との接続について	・ システム移行期間における新指令センターへの移行手順を示すこと。 ・ 現指令センター等からのデータ移行手順及び作業内容を示すこと。 ・ 本広域連合と受注者の役割分担を示すこと。 ・ 既設の消防救急デジタル無線との接続方法について示すこと。 ・ 既設の出動車両運用管理装置（車両運用端末装置）との接続方法について示すこと。	30
(2) システム移行に伴うレイアウトの変更について	・ システム移行後の指令室、機械室レイアウトを示すこと。 ・ 本指令職員の負担を軽減するための工夫を示すこと。	10
3 システムに係る要件		
(1) システムの機能について	・ 発注仕様書記載の各処理における時間を示すこと。	5
(2) セキュリティ対策について	・ リスク分析・評価を行い、気密性、完全性及び可溶性を担保する方法について示すこと。 ・ 可搬機器のセキュリティ対策について示すこと。 ・ 主に閉域網で構成されることを踏まえたセキュリティ対策について示すこと。	10
(3) 機能の実現について	・ 発注仕様書記載の機能について、実現方法を示すこと。 ・ 全て実現できること。 ・ 発注仕様書記載の手法で機能が実現できない場合は、代替案を示すこと。	30

審 査 項 目	審 査 基 準	配点
(4) 指令管制業務の迅速性・確実性・効果性について	・ 通報受付から事案終了まで基本的な指令管制業務について示すこと。 ・ 操作性向上に係る工夫を示すこと。 ・ 入力ミス、操作ミスを抑制する仕組みを示すこと。 ・ その他、安全・迅速・確実・効率的に通信指令管制業務が遂行できる工夫について示すこと。	50
(5) 同時多発災害や特殊災害への対応について	・ 近年頻発する豪雨災害・大規模火災また今後発生が予測される南海トラフ地震等、大災害時における指令管制業務への影響について示すこと。また、それを最小限とする工夫を示すこと。 ・ 輻輳時モードへの切替イメージを示すこと。 ・ 消防本部・各署所、現場との間で必要な情報を活用できる工夫について示すこと。	20
4 経済性に係る要件		
(1) 管理費の低廉化について	・ ネットワーク回線使用料等のランニングコストを低廉化するための工夫について示すこと。 ・ 有償交換部品の内容及び費用について記述すること。 ・ 運用開始から 10 年以内に更新が必要となる装置類及び更新に係る費用を示すこと。 ・ 維持管理に係る契約事務の負担を軽減するための工夫を示すこと。	10
(2) システム変更への対応について	・ 組織改正や消防車両等の増減、制度改正等に伴う改修について示すこと。 ・ 職員で対応可能な変更範囲について示すこと。 ・ OS のバージョンアップが必要となる装置を整理し、それに追従するための方法について示すこと。	10
5 研修に係る要件		
(1) 職員向けの操作研修について	・ システム稼働前の操作研修について示すこと。 ・ システム稼働後の継続的な教育について示すこと。	10
6 運用・保守に係る要件		
(1) 保守体制について	・ 運用保守体制について示すこと。 ・ 障害発生時の復旧対応について示すこと。	20
7 その他提案		
(1) その他提案（最大 3 件）	・ 発注仕様書記載外のことについて、提案があれば記述すること。	10
8 価格点		
(1) 更新費用	・ 更新費用を示すこと。	60
(2) 保守費用	・ 運用開始から 10 年間に係る保守費用を示すこと。	40
9 プレゼンテーション		
(1) プレゼンテーション能力	・ プレゼンテーション能力について評価。	20
合 計		360

※ 価格点を除く、審査基準配点合計 260 点満点の 60 % に達しない場合は、受託候補者として選定しない。